

厚生労働省告示第13号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成28年1月28日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率

平成28年度に適用されるべき平成22年度以降調整基礎率は、同年度における最高第1号都道府県単位保険料率から同年度における第1号平均保険料率を控除した率に4.4を乗じて得た率を10で除して得た率とする。



協発第 151228-03 号

平成 27 年 12 月 28 日

厚生労働省保険局長

唐 澤 剛 様

全国健康保険協会

理事長 小林 剛

平成 28 年度の激変緩和措置について

平成 28 年度の激変緩和措置については、本年 9 月から計 5 回にわたり、全国健康保険協会運営委員会において議論を行っていただきました。これまでの議論を踏まえ、平成 28 年度の激変緩和措置については、下記の事項について所要の検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

平成 28 年度の激変緩和率については、現時点における激変緩和措置の期限が平成 31 年度末とされていることを踏まえ、その期限までに均等に引き上げていくことができるよう、10分の4.4とすること。